あさぎり町給水装置工事申込みにかかる取り決め事項

あさぎり町役場上下水道課 令和3年4月1日

【はじめに】

あさぎり町上下水道課では、平成20年4月1日受付分から給水装置の分岐工事における指針をこの取り決め事項のごとく運用するにあたり、適正な設計施工及び事務手続きが円滑に行われるようにするために取り決めるものである。

1. 主な手順(主に分岐新設の場合)

工事の受注:水道需要者から給水装置工事の依頼。

調査:現地調査、水道事業者、関係官公署等との連絡調整、立会い。

計画 :給水装置計画、工事材料選定、給水装置系統図作成、給水装置構造・材質基準適合

確認、工事方法の決定、機械器具手配など。

審査: 水道事業者による設計審査(あさぎり町水道事業給水条例 第9条2項)、各種申請

許可書(関係官公署申請、許可)、給水装置工事設計審查申請書、設計書。

施工の承認(承認には2~7日を要する。)

工事施工 : 工程管理、品質管理、安全管理を行い工事を施工する。給水管分岐工事、道路掘削

工事に係る水道事業者との連絡調整、関係建築業者連絡調整、給水装置構造・材質

基準適合確認。

仮通水 :必ず水道事業者に連絡のこと。

竣工検査 : 水道事業者による工事竣工検査。

引渡し:需要者への引渡し。

2. 提出書類について

- (1) 申込時(分岐新設・増設等の場合)
 - * 給水装置工事申込書 (上下水道課定型用紙) 2部提出
 - * 給水装置分岐、土地家屋の使用同意書(様式第2号)
 - * 誓約書(様式2号が提出できない場合)(様式第3号)
 - * 道路管理者が指示する書類(占用申請等の写し)など 添付必須
 - * 給水管維持管理承継願い 添付必須
 - * その他水道事業者が必要とする書類
- (2) 申込時(二次側の改造・撤去の場合)
 - * 給水装置工事申込書(上下水道課定型用紙)2部提出
 - * その他水道事業者が必要とする書類
- 注1) 需要者の要求によるメータの移設の場合は、水道事業関係職員立会いの上、施工の是非を 決定する。
- 注2) 水道法施行規則第13条に係る、給水装置の軽微な変更に関しては届け出の必要は無し。
 - (3) 竣工時
 - * 給水装置工事竣工検査申請書兼竣工届 (上下水道課定型用紙)
 - * 給水装置工事主任技術者自主検査調書 (上下水道課定型用紙)

(給水条例第9条第2項 指定給水装置工事事業者規定第15条)

* 工事写真 必須

(着工前、竣工後、材料写真、工事状況写真、配管設置状況、耐圧検査状況など)

注) 仮設の場合は着工、配管状況、竣工のみで可

3. 給水装置の施工

- (1) 給水管分岐工事に当っての留意事項
 - ① 水道以外の管との誤接続を行わないよう十分な調整をすること。
 - ② 既設配水管からの分岐に当っては、他の給水管の分岐位置から 30 c m以上離すこと。また排泥弁近くでの分岐は 3 m以上離すこと。
 - ③ 給水管を、他の埋設物に近接して布設する場合は、他の埋設物より 30 c m以上の間隔を確保し配管すること。
 - ④ 分岐管の口径は原則、配水管の口径より小さい口径とすること。(要管径計算)
 - ⑤ 異形管及び、継手から給水管の分岐は行わないこと。
 - ⑥ 分岐には、配水管等の管種及び口径並びに給水管の口径に応じたサドル付分水栓、分水 栓、割丁字管又はチーズ、丁字管を用いること。
 - ⑦ 分岐に当っては配水管等の外面を十分清掃し、サドル付分水栓等の給水用具の取付はボルトの締め付けが片締めにならないよう平均して締め付けること。
 - ⑧ 穿孔機は確実に取付け、その仕様に応じたドリル、カッターを使用すること。
 - ⑨ 穿孔は、内面塗膜面等に悪影響を与えないように行うこと。
 - ⑩ 分岐工事の標準図にできるだけ沿った形状での施工を心がけること。
- (2) サドル付分水栓による穿孔工事における留意事項
 - ① サドル付分水栓を取付ける箇所の配水管の管肌は十分に清掃すること。
 - ② サドル付分水栓を配水管の管肌に密着させるため、ボルトの締め付けは手順に従って行い、片締め等の無いようにすること。
 - ③ 穿孔を行う前に穿孔機ドリル及びカッターの締め付けが完全かどうか必ず確認すること。
 - ④ 穿孔機は、メーカーによって操作方法に違いがあるので、使用する穿孔機メーカーの取扱説明書を理解のうえ穿孔を行うこと。
 - ⑤ サドル付分水栓防食フィルムを確実に巻くこと。

4. 給水管の埋設深度、占用位置及び管の明示

① 給水管の埋設深度は、道路部にあっては道路管理者の指示に従うものとし、宅地部分にあっては0.3m以上を標準とすること。

	国道	県道	町道(1,2 級他)	舗装済の農道等	土砂系舗装道
車道部	1. 2 m以上	1. 2 m以上	0.9m以上	0.6m以上	0.3m以上
歩道部	0.6m以上	0.6m以上	0.6m以上		

- 注)上記の埋設深度がとれない場合は、道路管理者と協議することとし、必要に応じて防護措置を施す。ただし、道路管理者が認める場合は、この限りではない。
 - ② 道路部分に配管する場合は、道路管理者が定めた占用位置に配管すること。
 - ③ 道路部分に布設する口径 75mm 以上の給水管には、明示テープ、標識シート。75mm 以下の給水管には標識シートで明示すること。

④ 宅地部分に布設する給水管の位置について、維持管理上明示する必要がある場合は、明示抗等により明示すること。

5. 止水栓及びメータの位置

- ① 水道メータの設置場所は、あさぎり町水道事業給水条例(以後、条例という。)第 18条 及び、あさぎり町水道事業給水条例施行規程(以後、施行規程という。)第 11条に基づ き設置すること。(事前に水道事業関係職員の立会いを要する。)
- ② 施主や水道需要者(使用者)の強い要望等により、メータを民有地側に設置する場合は、 官民境界近接部の民有地側に「第一止水栓」を設けることとする。その際には「メータ 移設誓約書」を施主もしくは水道需要者(使用者)から提出してもらうこと。
- ③ メータは条例第 19 条のとおり、貸与(リース)であるためその、水道需要者(使用者) の代理で給水申請をする際にはその旨、条例第 19 条を周知させること。
- ④ 集合住宅などでのメータ設置はなるべく、一箇所にメータを集合させる方式を採用すること。(その位置も水道事業関係職員との協議が必要。) <u>注) 戸数等が5戸以上の場合</u>は②による施工となる。
- ⑤ 公営住宅等の公の施設を新規建設する際の水道メータの位置は、原則的には官官の境界 近接部にメータ設置だが、管轄する所管課の意向等も考慮し、水道事業関係職員立会い 後②の手順のとおりとする。
- ⑥ 計量法第50条及び第72条、計量法施行令第12条及び第18条に基づく計量期間(8年) を満たしたメータの交換作業時には、その位置が条例第18条及び施行規程第11条を満 たしている場所かどうかを注意深く判断し、条件を満たしていない場所であったならば、 水道事業関係職員に遅滞なく連絡し、指示を仰ぐものとする。

6. 道路上における給水装置工事

(1) 道路掘削・復旧工事

給水装置の新設、改造、修繕等の工事を行うために道路部分の掘削から埋め戻し及び道路復旧までの一連の工事をいう。その施工に当っては、道路法、道路交通法等の関係法規に従い、交通の障害、交通事故の原因等とならないよう留意すること。

① 道路占用許可手続き

道路を掘削して工事を実施する場合には、道路法(第32条)及び道路交通法(第77条)の規定によって、工事着手前に、道路管理者及び管轄警察署長の占用許可並びに使用許可を受けなければならない。また河川敷、私有地、法人格を持つ団体等の道路管理者以外の管理地を掘削占用する場合は、その管理者または所有者等の占用許可または承諾を得る必要がある。あさぎり町管内における各種道路種別に対する道路管理者(又は管理者)は下記のとおり。

財産種別	管理者	占用等許可窓口	
国道及び主要地方道、県道	県知事	球磨地域振興局維持管理調	
		整課	
町道	あさぎり町長	建設課	
農道	あさぎり町長	農林振興課	
河川敷、公有水面	各河川管理者	各河川管理者の出先機関	

- ② 道路掘削工事施工心得
 - ア. 関係法令等の熟知
 - イ. 許可条件の把握
 - ウ. 最寄の民家、行政区長への事前連絡
 - エ. 現場責任者(主任技術者)の許可書の携行
 - オ. 保安施設の整備と安全管理
 - カ. 埋設物の現況把握
 - キ. 緊急連絡先の確認
 - ク. 所轄警察署長への事前許可(道路使用許可等)
- (2) 土工事(掘削、埋め戻し)
 - ① 道路掘削を伴う工事は、道路占用及び道路使用許可等の条件を遵守し適正に施工、かつ 事故防止に努めなければならない。
 - ② 掘削に先立ち事前の調査を行い、現場状況を把握するとともに、水道事業関係職員と事前協議をする。掘削断面の決定に当っては、次の留意事項を考慮すること。
 - ア. 掘削断面は、道路管理者等が指示する場合を除き、予定地における道路の状況、地下埋設物、土質条件、周辺の環境及び埋設後の給水管の埋設深度等を総合的に検討し、最小でかつ確実な施工ができるよう断面及び土留工法を選定すること。
 - イ. 特に掘削深度が1.5 mを超える場合は、切取り面がその箇所の土質に見合った勾配を保って掘削できる場合を除き土留工を施すこと。
 - ウ. 掘削深度が1.5 m以下であっても自立性に乏しい地山の場合は、施工の安全性を確保するため適切な勾配を定めて断面を決定するか又は土留工を施すものとすること。
 - ③ 機械掘削と人力掘削の選定に当っては次の事項に留意すること。
 - ア. 下水道、電気、電話等地下埋設物の輻輳状態、作業環境等及び周辺の建築物の状況。
 - イ. 地形(道路の屈曲及び傾斜等)及び地質(岩、転石、軟弱地盤等)による作 業性
 - ウ. 道路管理者及び所轄警察署長による工事許可条件。
 - エ. 工事現場への機械輸送の可否。
 - オ. 機械掘削と人力掘削の経済比較。
 - ④ 掘削工事については、次によらなければならない。
 - ア. 舗装道路の切断は、隣接する既設舗装部分への影響がないようカッター等を使用し、周りは方形に、切り口は垂直になるように丁寧に切断した後、埋設物に注意し所定の深さに掘削すること。切断する位置は事前に水道事業関係職員の立会いのもと決定し、公安委員会が設置した横断歩道、一次停止線、速度規制表示等の場所は避けること。
 - イ. 道路を掘削する場合は、1日の作業範囲とし、堀置きはしないこと。
 - ウ. 埋設物の近くで掘削する場合は、必要により埋設物の管理者の立会いを求めること。

- ⑤ 埋め戻しは次によらなければならない。
 - ア. 道路内における埋め戻しは、道路管理者が指定するところの別図に示す標準 断面図により埋め戻すこととする。原則として、30 c mを超えない層ごと に十分締固め、将来陥没、沈下等を極力起こさないようにしなければならな い。
 - イ. 道路以外の埋め戻しは、当該土地の管理者の許可もしくは承諾を得て良質な 土砂を用い、原則として厚さ 30 c mを超えない層ごとに十分締固めをおこ なわなければならない。
 - ウ. 締固めは、タンパーやランマー、振動コンパクタ、振動ローラ等の転圧機に よることを原則とする。

(3) 道路復旧工事

- ① 舗装道路の本復旧は、道路管理者の指示に従い、埋め戻し完了後速やかに行うこと。速 やかに本復旧を行うことが困難なときは、道路管理者の承諾を得た上で仮復旧工事を行 うものとし、本復旧は舗装専門業者で施工すること。
- ② 本復旧は、在来舗装と同等以上の強度、及び機能を確保するものとし舗装構成は、道路管理者が定める仕様によるほか、町道にあっては別図に定める標準断面図のとおりとする。
- ③ 工事完了後、道路占用許可条件書に基づき、外側線、及び道路管理者が設置した道路標識及び指示標識、案内等を速やかに溶着式により、原形復旧すること。

7. 現場管理

- ① 関係法令を遵守するとともに、常に工事の安全に留意し、現場管理を適切に行い、事故 防止に努めること。
 - ア. 工事の施工に当っては、道路交通法、労働安全衛生法等の関係法令及び工事に関する諸規定を遵守し、常に交通及び工事の安全に十分留意して現場管理を行うとともに、工事に伴う騒音、振動等をできる限り防止し、生活環境の保全に努めること。
 - イ. 道路工事に当っては、交通の安全等について道路管理者及び管轄警察署長と 事前に協議をし、指示を仰ぐものとする。
 - ウ. 工事の施工によって生じた建設発生土、建設廃棄物等の不要物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」その他の規程に基づき、工事施工者が責任をもって適正かつ速やかに処理すること。
 - エ. 工事中、万一不測の事故等が発生した場合は、直ちに管轄警察署及び道路管理者に通報するとともに、水道事業者にも速やかに連絡しなければならない。工事に際しては、予めこれらの連絡先を確認し、作業員等に周知徹底させておくこと。
 - オ. 他の埋設物を損傷した場合は、直ちにその埋設物の管理者に通報し、その指示に従わなければならない。
 - カ. 工事施工者は、仮復旧を施したならば本復旧までの間、常に現場を意識し、 巡回などをしてその箇所における瑕疵の排除に努めなければならない。

8. 中間検査及び竣工検査

① 次のいずれかに該当するときは、速やかに水道事業者に連絡し水道技術管理者の検査を 受けなければならない。工事の検査に当っては、給水装置工事主任技術者は必ず立ち会 わなければならない。(あさぎり町指定給水装置工事事業者規程第16条)

ア. 中間検査

【出来形検査】

分岐部、及び配管状況の埋め戻し前の目視による検査。基本的には、水道事業関係職員への連絡後、<u>水道技術管理者立会いのもとに行う。写真管理も行う。</u>

【仮設水栓等の検査】

新規住宅等の建設における、工事用水の確保として、仮設水栓を設置する場合でも、分岐状況、メータ設置状況、通水確認の検査をするものである。<u>給</u>水装置工事主任技術者の自主検査調書の提出が必要である。

イ. 手直し検査

中間検査により指示を受けた項目について、手直しが完了したときに行う検査である。

ウ. 竣工検査

工事が完成したときに行う検査である。給水装置工事主任技術者の自主検査 調書が提出された後に、水道技術管理者が書類審査、耐圧試験(写真管理可)、 現場での給水用具等の目視確認、最終通水確認、水質の確認(残留塩素濃度) 等を行う検査である。

【耐圧試験】

厚生労働大臣が定める耐圧に関する試験(以下「耐圧性能試験」という。) により 1.75Mpa の静水圧を 1 分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他 の異常を生じないこととし、水道事業関係職員の立会を求め無い場合その管 理は給水装置工事主任技術者立会いのもと、写真で管理しなければならない。

< 耐圧試験は次のような手順により行う。(メータから下流側) >

- (1) 水道メータ接続用ソケット又はフランジにテストポンプを連結する。
- (2) 水栓等を閉めて、テストポンプの水槽内に水を入れ給水装置内に充水を 開始する。
- (3) 充水しながら、水栓等をわずかに開いて給水装置内の空気を抜く。
- (4) 空気が完全に抜けたら、水栓等を閉める。
- (5) 加圧を行い水圧が 1.75MPa に達したら、テストポンプのバルブを閉めて 1 分間以上その状態を保持し、水圧の低下の有無を確認する。
- (6) 試験終了後は、適宜、水栓を開いて圧力を下げてからテストポンプを取り外す。なお、水道メータから上流側についても、同様な手順で耐圧試験を行う。
- ② 工事完了後、速やかに給水装置工事完了届け及び竣工検査調書(給水装置工事主任技術者自主検査調書)、工事写真、その他水道技術管理者が求めた書類を提出しなければなら

ない。

③ すべての検査終了後、合格すれば水道使用者に検査完了の説明をし、竣工とする。

9. 賠償の義務及び補償期間

(1) 賠償の義務

- ① 指定給水装置工事事業者(以下「指定工事事業者」という。)は、工事現場における既設物件、耕作物、工作物件等に関して損傷をあたえないよう施工すること。もし損傷の恐れがある場合は利害関係者と十分協議すること。
- ② 個人の給水工事のため水道事業者又は第三者に損害を与えたときは、指定工事事業者は 賠償の責を負うものとする。

(2) 保証期間

- ① 竣工後の漏水については、保証期間を2年とし、期間内に漏水が発生した場合、指定工事事業者による瑕疵が認められ指定工事事業者の費用において速やかに復旧するものとする。(一次側の場合。)
- ② 舗装道路における原形復旧部分は、保証期間を2年とし、期間内において本工事に起因し路面の破損、陥没等異常を生じた場合は、指定工事事業者の費用において速やかに復旧するものとする。
- ③ 保証期間中で、至急手直し指示に対応できない場合は、水道事業者で代理施工し、その費用を指定工事事業者へ請求する。
- (3) 分岐を認めない場合
 - ① 漏水、道路陥没、その他工事にかかる苦情等で、その事業者が技術的に未熟であると判断 したとき又は水道事業者の支持に従わないときは、一定期間分岐工事を認めない。

10. 申込み及び諸手続き

(1) 申込書の提出

- ① 水道使用開始届(様式第1号)は、日付や押印等記入漏れが無いようにし、提出すること。 (申込者の印があれば、指定給水装置工事事業者の代理提出可。)
- ② 申込者が同意書、誓約書等の提出を水道事業者から求められた場合は、その書類も水道申込者(需要者)に代って提出してもよい。

(2) 官公署等への諸手続き

- ① 道路占用申請書は、指定工事事業者で関係書類を作成し水道申込者名で道路管理者に申請する。許可後、その写しを水道事業者に提出すること。<u>工事竣工後は公道部分に埋設する箇所の維持管理における承継届を占用許可を受けた道路管理者に提出し、その許可</u>書の写しを水道事業者にも提出すること。
- ② 河川敷 (河川法第24条、26条)、公有水面占用は、指定工事事業者か申込者で申請する。(水道事業者には占用許可書の写しを添付)
- ③ 道路使用許可申請書(管轄警察署)は指定工事事業者で申請し、許可書は工事期間中は現場に持参し警邏等の際、提示を求められたなら即座に対応できるようにしておくこと。
- ④ 申請手数料が発生した場合は、申請者と工事事業者で話し合いの上、どちらかが負担すること。